

大阪府告示第489号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第157条第1項の規定により、次のとおり寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業組合（令和7年大阪府告示第712号）に係る事業計画の変更を認可した。

令和8年3月26日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 事業組合の名称
寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業組合
- 2 事業施行期間
 - (1) 変更前
令和7年5月27日から令和12年10月31日まで
 - (2) 変更後
令和7年5月27日から令和13年1月31日まで
- 3 施行地区
寝屋川市東大利町の一部
- 4 事務所の所在地
寝屋川市東大利町4番12号
- 5 設立認可の年月日
令和7年5月27日
- 6 変更認可の年月日
令和8年3月26日